

2024 年 2 月 26 日

一 般 社 団 法 人  
全九州電気工事業協会 御中

九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社  
配電本部 配電設備建設グループ長

供給標準工期の見直しについて（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業におきましても「働き方改革関連法」施行に伴う、時間外労働の罰則付き上限規制（原則、月 45 時間かつ年 360 時間）が適用されることとなり、当社へも日本電設工業会並びに日本空調衛生工業協会より適切な工期設定及び「働き方関連法」の遵守に向けた対応として、工期の確保等の申入れ（送配電網協議会経由）を受けております。

つきましては、供給標準工期につきまして、適正な工期確保による更なる生産性向上を目的に、下記のとおり見直しますので、何卒、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

敬 具

記

1 供給標準工期の見直し

| 項目        |                       | 見直し後     | (参考)現状       |
|-----------|-----------------------|----------|--------------|
| 要引込<br>工事 | 引込線以下工事               | 8 営業日    | 6 営業日        |
|           | 引込線以下のうち要現調件名         | 13 営業日   |              |
| 要外線<br>工事 | 変圧器(低圧線含む)の新設・揚替を行う工事 | 1.5 ヶ月程度 | 10 営業日<br>程度 |
|           | 高圧線の新設・張替工事           |          |              |
|           | 電柱新設を伴う工事(2 本程度)      | 2 ヶ月程度   |              |

- ※ 現場状況、工事内容によっては標準工期以上の期間が必要（現状、都度日程調整）
- ※ 電柱新設の場合、官公庁申請や民地お客さまへの交渉期間など、更に加算が必要なケースあり

2 適用開始時期

○ 2024 年 7 月 1 日申込み分から適用

以 上